

熊谷・深谷地区救急医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 熊谷市、行田市、深谷市、寄居町（以下「熊谷・深谷地区」という。）に係る地域救急医療体制の整備促進及び関係機関との連絡調整等、地域救急医療に係る諸問題を協議するため熊谷・深谷地区救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 病院群輪番制による第二次救急医療体制の整備に関すること。
- (2) その他地域救急医療に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる熊谷・深谷地区内の関係者20名程度で構成する。

- (1) 郡市医師会代表
- (2) 第三次救急病院代表
- (3) 第二次救急病院代表
- (4) 市町長
- (5) 消防長
- (6) 保健所長

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は熊谷保健所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。